

概要版

第2次 21世紀矢板市総合計画

(計画年度)

基本構想 2011～2020

基本計画 2011～2015



「人」
いきいき

「水・風・緑」
きらきら

つつじの郷
やいた

「暮らし」
のびのび

栃木県矢板市

計画策定にあたって

市長あいさつ

矢板市は、昭和33年11月1日、栃木県で11番目の市として誕生しました。平成20年には市制施行50周年を迎え、豊かな自然と長い歴史・文化を大切にしながら、栃木県北部の拠点都市として発展してきました。

今後、わが国は本格的な人口減少社会へと転換されていきます。少子・高齢化の進行をはじめ、地球環境への負荷軽減や自然災害への対策強化など、まちづくりに対するあらたな課題に対応しながら、市勢の持続的発展を図るための指針として「第2次21世紀矢板市総合計画」を策定しました。計画では、矢板市の10年後の将来像を「『人』いきいき『水・風・緑』きらきら『暮らし』のびのび つつじの郷 やいた」と定め、市民の皆様と共に「すべての市民がいきいきと輝くまちづくり」、「水と空気と大地がきらめくまちづくり」、「安心・安全で活力に満ちたまちづくり」に取り組んでいきます。

矢板市は、美しい高原山にいだかれて、豊かな自然の恵みを日々の暮らしに感じることできるすばらしいまちです。私たちは、市民・事業者、行政が一体となって、この豊かな自然を大切にしながら、未来に夢と希望がもてる矢板市を築いていきたいと考えていますので、皆様の一層のご理解、ご協力をお願いいたします。



平成23年3月 矢板市長 遠 藤 忠

第2次21世紀矢板市総合計画の構成と目標年次について

基本構想

市政を総合的・計画的に運営するための基本として目指すまちづくりの将来像と方向性を示すもので、計画期間を平成32年度までの10年間とします。

基本計画

「基本構想」の「まちづくりの将来像」を実現するために、取り組む施策の体系と基本的な内容を示すもので、前期の計画期間を平成27年度までの5年間とします。

実施計画

「基本計画」の施策体系と基本的内容に基づき、実施事業の具体的な内容を示すもので、計画期間を5年間とし、毎年度策定(更新)を行います。

基本構想

矢板市の 特性の活用

矢板市のよいところ(特性)を見つめ直し、それらを活かしていきながら、これからのまちづくりを進めます。

- ①豊かな自然があるまち
- ②市民力が盛んなまち
- ③教育に力を入れるまち
- ④産業が盛んなまち
- ⑤交通機能が充実したまち

現状と将来の 展望

矢板市を取り巻く現在の状況と将来を見通し、これから必要とされる課題を明らかにして、それらに対応するまちづくりを行います。

- ①市民協働の推進
- ②少子高齢化への対応
- ③環境保全に対する一層の取組
- ④産業構造変化への対応
- ⑤安全な都市空間整備の推進

人口 フレーム

10年後の矢板市がめざす将来像において、まちづくりの基本となる人口フレームを次のように設定します。

| | H22(1.1) | H27 | H32 |
|-----|----------|----------|----------|
| 総人口 | 35,848人 | 37,000人 | 38,500人 |
| 世帯数 | 13,049世帯 | 14,500世帯 | 16,400世帯 |

将来像

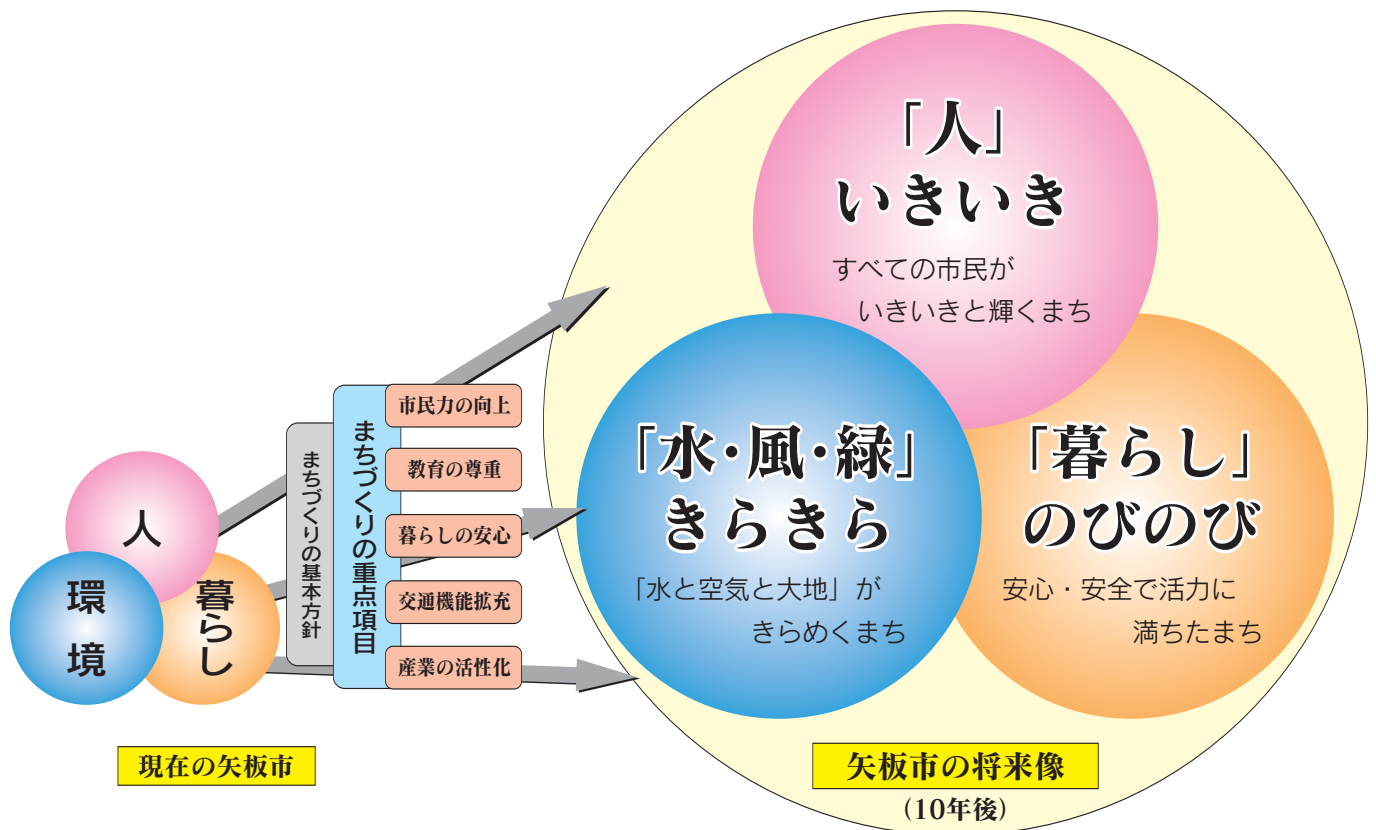
矢板市は、美しい高原山にいだかれて、豊かな自然の恵みを日々の暮らしに感じることのできるすばらしいまちです。将来にわたりこの豊かな自然を大切にしながら、矢板のよさを活かして、未来に夢と希望がもてる矢板市を築いていきます。

『「人」いきいき

「水・風・緑」きらきら

「暮らし」のびのび

つつじの郷・やいた』



まちづくりの基本方針

○【人をつくる】 すべての市民がいきいきと輝くまちづくり

○【環境を創る】 「水と空気と大地」がきらめくまちづくり

○【暮らしを造る】 安心・安全で活力に満ちたまちづくり

まちづくりの重点計画

重点計画1 市民力の向上

市民主体、市民主役のまちづくりを進めるため、「市民による市政参画機会の拡充」、「まちづくりのための人材の育成」、「市民によるまちづくり活動の支援」を目的として、下記の施策を進めていきます。

【まちづくり基本条例】の制定・施行

- 条例の制定、施行
- 市民・議会・行政等の役割と責務の明確化

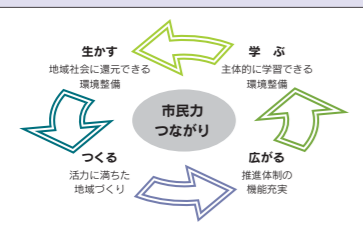
【行政の生涯学習化】の推進

- 矢板市生涯学習推進体制の充実
- 行政施策運営に関する学習機会等の提供

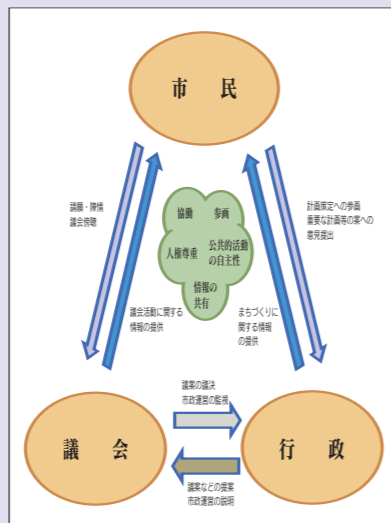
【ふるさとへの愛着の育成】の推進

- ふるさと大学の充実
- 地域リーダー等人材の育成 など

【市民参加型生涯学習】による“まち”づくり



矢板市まちづくり基本条例



重点計画2 教育の尊重

次世代を担う子どもたちが、ふるさとを愛し周囲の人や自然環境を思いやる心と、自ら考え行動できる力を身につけるため、下記の施策を進めていきます。

【生きる力を育む教育】の推進

- 確かな学力の向上
- 体験学習機会の拡充
- 食育教育の推進 など



【特色ある学校づくり】の推進

- 小中一貫教育、小中連携の実践
- 特色ある学校づくり推進事業の拡充
- 地域資源活用による学校づくりの推進

【幼稚園/保育園・小学校の連携】の推進

- 幼稚園と保育園の連携推進
- 幼稚園/保育園と小学校の連携推進

【学校施設の機能充実】の推進

- 公立小中学校耐震化の推進
- 学校施設・設備の機能向上



【地域との連携による人づくり】の拡充

- 放課後子ども教室などによる地域との連携推進
- 親学習（親が学ぶ機会）の充実
- 地域人材の活用と世代間交流の実践

重点計画3 暮らしの安心

すべての市民が心豊かに安心して日々の暮らしを送れるため、「子育て・医療環境の充実」、「地域における相互扶助の向上」、「都市防災機能の充実」、「定住者への支援」などを目的として、以下の施策を進めていきます。

【健康づくり】の推進

- 乳幼児、妊産婦等健康診査の充実（受診率の向上等）
- 地域医療体制の充実（休日、夜間など救急体制の充実）
- 心の健康づくりの充実（ゲートキーパーの養成等）

【子育て支援・拠点施設等】の拡充

- 特別保育の充実
- 学童保育館の充実
- 地域で支える子育ての充実

【循環型社会構築】の支援

- 住宅用太陽光発電システム設置の支援
- ゴミ分別化推進等リサイクルの推進
- 新エネルギー設備等の導入支援

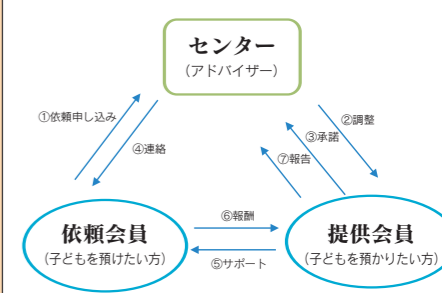
【都市防災機能】の拡充

- 公共施設、ライフライン等施設の耐震化推進
- 同報系防災行政無線整備の推進

【世代間の交流機会】の創出

- 地域コミュニティ活動の支援
- 高齢者と子どもや子育て世代との交流促進

矢板市ファミリーサポートセンター



重点計画4 交通機能の拡充

東京圏からのアクセスの良さや、JR宇都宮線の2つの駅、東北自動車道のインターチェンジ、国道4号など公共交通機能を活用し、栃木県北部における交通交流拠点として、これら機能の更なる利便性向上を図るとともに、交通施設周辺部の市街化を適切に誘導し、市民生活と企業活動の利便性向上を図るため、以下の施策を進めていきます。

【市街地整備計画】の策定

- 矢板市都市マスタープランの策定（更新）
- 土地開発関連計画の策定（更新）（土地利用調整計画 開発指導要綱）

【片岡地区市街地整備事業】の推進

- 片岡駅東西自由通路、橋上駅、駅西広場整備の推進
- 駅西広場関連施設整備の推進（駐車場 自転車駐輪場 駅西トイレなど）
- （仮称）片岡駅西口通り整備 公共下水道整備の推進

【（主要地方道）矢板那須線周辺部市街化】の推進

- 土地利用開発指針の策定（民間開発誘導方針）
- 文化会館周辺道路整備の推進

【市内道路網】の整備推進

- 道路網整備計画策定
- 南産業団地幹線道路の整備推進
- 生活基盤幹線道路の整備推進

【広域幹線】の整備促進

- 国道4号4車線化促進・北部バイパス整備促進要望（国）
- 東北自動車道スマートインター設置の調査研究（県等との連携）
- JR矢板駅橋上駅化工事の調査研究

片岡橋上駅のイメージ図



矢板地区 新市街地整備のイメージ図



重点計画5 産業の活性化

本市は、雄大な高原山をはじめ豊かな自然環境や、その環境が育む豊富な農産物など恵まれた「資源」を有しています。この恵まれた「資源」を活用するとともに、その特色を積極的に市外に発信し、本市産業全体の発展を図るため、以下の施策を進めていきます。

【矢板ブランド力】の強化

- やいたブランド認証制度の活用
- 道の駅を活用した季節別イベント開催
- 都市との交流 など

【活力ある農林業】の推進

- 中山間活性化事業の推進
- 特産品、ブランド品等開発、販売拡大の推進（食の回廊との連携）
- 地域の担い手（エコファーマー、認定農業者等）育成の支援

【ものづくりのまち】の推進

- 新規企業誘致の推進（矢板南産業団地分譲推進）
- 企業間の連携推進（中小企業連携支援等）

【中心市街地活性化】への取り組み

- 中心市街地活性化対策の推進（商工会との連携による「検討組織」の設置）
- 魅力ある商店街形成支援（空き地、空き店舗活用対策等）

【自然・歴史・文化多目的交流事業】の推進

- 八ヶケ原の整備推進
- 郷土資料館と周辺民間展示施設の連携強化
- 矢板北パーキングとの連携強化の推進
- 道の駅・山の駅連携強化の推進
- 観光ボランティアの活動支援

泉地区 自然・歴史・文化多目的交流ゾーンのイメージ図



「やいたブランド」認証

「やいたブランド」認証マーク



将来都市構造

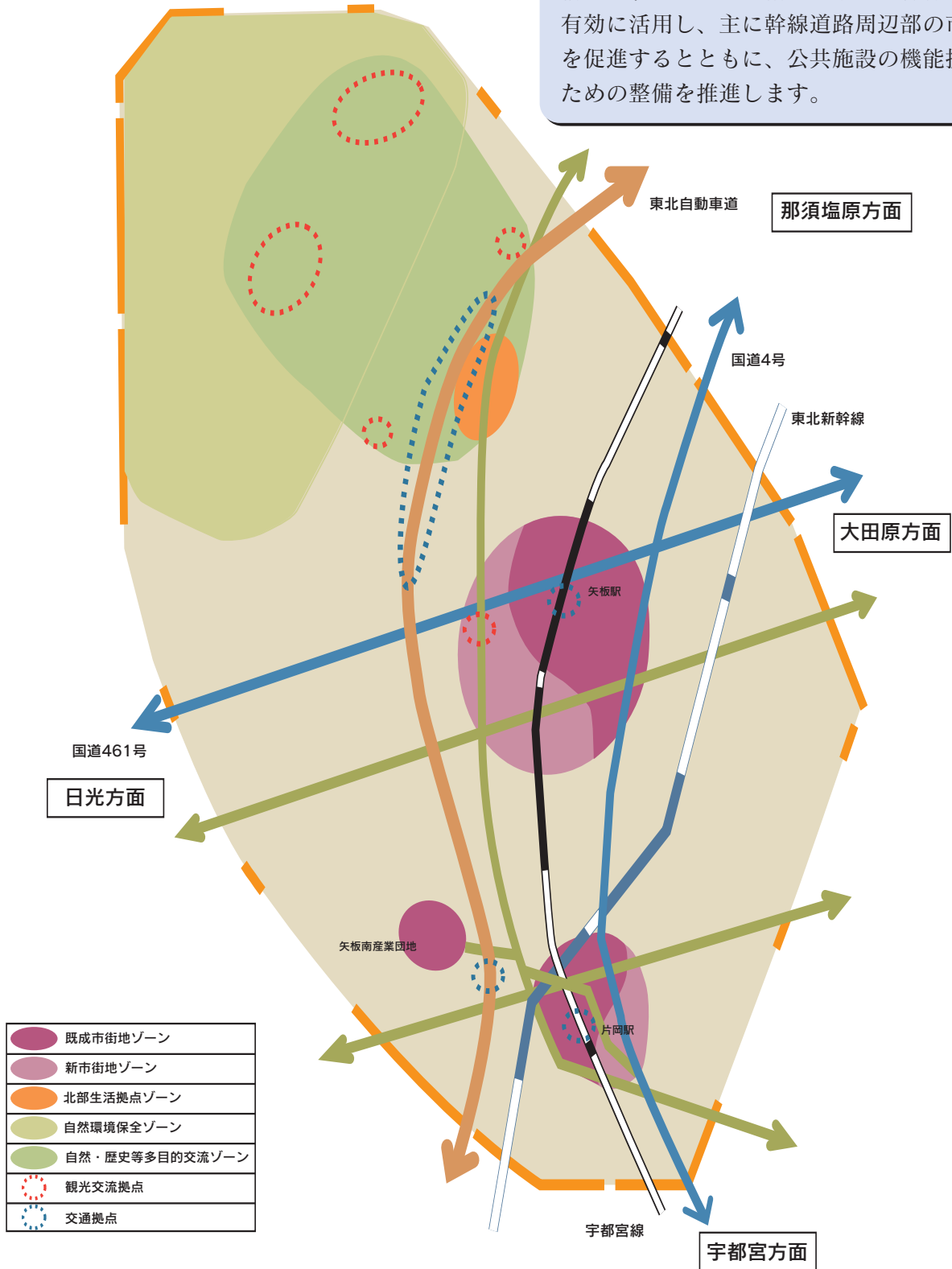
整備方針

都市マスタープランに基づき、国道4号片岡バイパスや主要地方道矢板那須線バイパス、都市計画道路木幡通りなど、幹線道路の整備を促進しました。



人口フレームの将来人口に対し適切な都市構造とするため、整備の完了した幹線道路を有効に活用し、主に幹線道路周辺部の市街化を促進するとともに、公共施設の機能拡充のための整備を推進します。

将来都市構造図



分野別計画

分野 1 いつまでも健康でいきいきしているまちづくり

| | |
|----------------|--|
| [保健・医療を充実します] | ○保健予防の推進 ○健康づくりの推進 ○地域医療体制の充実 ○保険医療制度の適正運営 |
| [子育て環境を充実します] | ○地域で支える子育て環境づくり ○生活環境の整備 ○母子保健の充実 ○支援を必要とする家庭への施策の充実 |
| [地域福祉を充実します] | ○地域福祉の展開 ○地域福祉体制の充実 ○要支援者等への支援 |
| [高齢者福祉を充実します] | ○高齢者の生きがいづくり等支援の充実 ○介護保険事業の充実 |
| [障がい者福祉を充実します] | ○障がい者の地域生活の基盤づくり ○障がい児教育と障がい者理解の体制づくり ○自立と社会参加を支える環境づくり ○障がい者が生活しやすいまちづくり |

分野 2 一人ひとりの笑顔が輝くまちづくり

| | |
|------------------|---|
| [生涯学習を推進します] | ○学びの広場の充実 ○市民力の実践 ○市民のつながりを強める ○推進体制の充実 |
| [学校教育を充実します] | ○教育委員会の充実 ○幼児教育の充実 ○小中学校教育の充実 ○高等教育の充実 |
| [市民文化を振興します] | ○文化財の調査・保護・活用 ○市民文化の創造 ○文化施設の充実 |
| [生涯スポーツ活動を推進します] | ○スポーツ・レクリエーション活動の振興 ○施設の機能充実 ○競技レベルの向上 |
| [青少年の健全育成を推進します] | ○青少年の健全育成 ○青少年活動の促進 |

分野 3 豊かな自然を大切にすまちづくり

| | |
|-----------------|-------------------------------------|
| [循環型社会を形成します] | ○総合的な環境対策の推進 ○環境にやさしい社会の構築 ○地球環境の美化 |
| [生活衛生環境を向上します] | ○廃棄物処理の適正化 ○斎場・墓苑の管理 |
| [上水道の安定供給を図ります] | ○上水道の安定供給 ○老朽施設の更新 |
| [生活排水処理を充実します] | ○公共下水道の整備・利用促進 ○施設の適正更新 |
| [河川環境の維持を図ります] | ○治水対策の推進 ○河川環境の維持・整備 |

分野 4 安心・安全で快適に暮らせるまちづくり

| | |
|-----------------|---|
| [定住基盤整備を推進します] | ○計画的な土地利用の推進 ○良好な市街地の形成 ○住宅の質的向上 |
| [道路網の整備を推進します] | ○広域幹線道路の充実 ○都市内幹線道路の整備 ○生活道路の整備 |
| [公共交通機能を充実します] | ○広域公共交通の機能拡充 ○市内公共交通の充実 |
| [公園整備を推進します] | ○公園緑地の整備・保全 ○身近な緑の整備・保全 |
| [日常生活の安心を確保します] | ○消防・防災・救急体制の確立 ○災害に強いまちづくりの推進 ○交通・防犯対策、消費生活の向上 |

分野 5 活力と活気にあふれるまちづくり

| | |
|------------------|---|
| [商業・サービス業を振興します] | ○商業活動支援事業 ○中心市街地活性化 |
| [工業を振興します] | ○企業誘致の推進 ○企業の支援・育成 |
| [農業を振興します] | ○農業経営支援 ○消費者の要望に応える農産物の生産振興 ○環境にやさしい農業の確立 ○生産基盤の整備 ○農業農村の活性化 |
| [林業を振興します] | ○森林の保全・整備推進 ○生産基盤の整備 ○高付加価値林産物の振興 |
| [観光を振興します] | ○立地を生かした観光振興 ○観光資源の保全・活用 ○イメージアップ・PRの推進 |

分野 6 市民と行政が一体となったまちづくり

| | |
|---------------------|------------------------------|
| [市民が主役のまちづくりを進めます] | ○住民自治の推進 ○市民主体のまちづくり推進 |
| [開かれた行政経営を推進します] | ○情報の公開 ○広聴活動の充実 ○市民参画による市政運営 |
| [国・県・近隣市町との連携を図ります] | ○広域的行政事業の推進 ○地方分権の推進 ○都市との交流 |

分野 7 行財政基盤の安定したまちづくり

| | |
|---------------|----------------------|
| [財政の健全運営方針] | ○中期財政フレームの目標指標設定 |
| [経営の効率化を進めます] | ○事務事業の見直し ○経費の節減対策 |
| [人材の活用に努めます] | ○機能的な組織づくり ○人件費対策 |
| [歳入の確保を図ります] | ○税収等の確保 ○公有地の販売と有効活用 |

矢板市民憲章

わたくしたちは、美しい高原の山ふところに抱かれた緑と太陽のまち矢板市を心から愛し、市民としての自覚と誇りをもって、よりよい郷土を築くため、次のことを実践しよう。

1. きまりを守り、あたたかい心の輪を広げよう。
1. 心身を鍛え、健康で明るい家庭をつくろう。
1. としよりを敬い、子どもを健やかに育てよう。
1. 勤労に励み、産業の振興を図ろう。
1. 歴史を重んじ、文化の向上に努めよう。

昭和56年5月11日制定



市の鳥

「キジバト」



市の花

「レンゲツツジ」



市の木

「ナツツバキ」



第2次21世紀矢板市総合計画 概要版

平成23年3月

発行 矢板市

〒329-2192 栃木県矢板市本町5番4号

TEL 0287-43-1112

Eメール yaिता@city.yaita.tochigi.jp

ホームページ <http://www.city.yaita.tochigi.jp>



この印刷物は古紙の配合100%の再生紙を使用しています



この印刷物は環境にやさしい「大豆油インキ」を使用しています